

○群馬県警察の組織に関する訓令の制定について（例規通達）

平成11年3月15日群本例規第4号（務）警察本部長

改正

平成19年3月群本例規第3号（務）

平成22年3月群本例規第6号（務）

平成23年2月群本例規第5号（総企）

令和8年3月5日群本例規第5号（務）

群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号。以下「訓令」という。）を制定し、平成11年4月1日から施行することとしたが、その運用及び解釈は次のとおりであるから、誤りのないようされたい。

記

1 係における職の運用（第2条及び第14条）

係には係長、主任及び係員を配置することを基本形態としているが、事務量等の理由により基本形態どおりに職を配置するとは限らない。例えば、警察本部（以下「本部」という。）の所属の係に主任一人が配置された場合、当該所属長は、係長相当の事務については担当する課長補佐に、その他の事務については主任に行わせるというような弾力的運用を図ること。

2 職務上の事務

（1）特定事務とは、本部の部又は所属の事務のうち、特に命じられた事務をいう。

（2）担当事務とは、本部の課の事務のうち、課長補佐等が処理しなければならない事務をいい、通常は係単位の事務である。

（3）担当事務とは、本部の課の係又は警察署（以下「署」という。）の課若しくは係の事務のうち、その者が処理しなければならない事務をいう。

3 調査官等（第4条）

調査官等の職は、量的に増大し、かつ、質的に専門化する警察行政の適切な処理を図るため、専門的な知識、技術及び経験を活用し、組織の目的とする活動を側面から助言、支援、統制等を行うスタッフである。したがって、課長等は、これらスタッフの意見を警察運営に反映させるように努めること。

4 次席及び副隊長の運用（第5条）

次席及び副隊長は、所属長を補佐し、所属内の事務を調整する職とし、所属内の係における直接的な業務上の指揮監督は行わず、調査官、課長補佐等が行う個々の担当業務の遂行について、所属全体の方針、目標等に適合させるために必要な業務推進上の調整を行う。また、特定事務として企画関係事務等を遂行するとともに、人事及び予算管理上の指揮監督を行う。ただし、課長補佐としての業務を併せて担当する場合は、当然、自ら課長補佐の業務を行うものである。

5 主幹及び主査（第7条、第9条、第25条及び第27条）

主幹は係長である警察行政職員を、主査は主任である警察行政職員をもって充てる。

6 課及び係（第14条）

警察本部長の承認を受けて署長が定める署の課及び係の事務分掌は、群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に規定する本部所属等の事務分掌に準拠して定めること。

7 副署長（第17条）

副署長は、警察署長（独任制の警察行政官庁として、対外的に意思表示する機関）不在時の代行機関としての性格を有するものである。

8 職員の呼称（第4章）

呼称は、任命行為、人事記録への記入、警察職員証への記載等に用いる。ただし、部内文書等において呼称を用いる必要がないと認められるとき等は、次の略称を用いることができる。

（1）警察官

呼称から群馬県を略したもの。ただし、巡査長群馬県巡査は、巡査長とする。

（2）警察行政職員

呼称から群馬県警察を略したもの

前 文（抄）（令和8年3月5日群本例規第5号（務））

令和 8 年 3 月 17 日から施行する。